従五位に叙する（1月9日）
上坂　明
従五位に叙する
海老根道雄
正七位に叙する（以上1月10日）
窪田　光男
正七位に叙する
岡田　孚
従七位に叙する（以上1月11日）
中田　有彦
従七位に叙する（1月11日）
山口　重雄
○叙勲
旭日双光章を授ける
益戸　美次
旭日双光章を授ける
本山　知宏
旭日単光章を授ける（各通）（以上1月6日）
小西　省吾
旭日双光章を授ける
田中　昭（島根県公立学校長）
旭日単光章を授ける（各通）（以上1月7日）
武藤　文夫（山梨大学名誉教授）
瑞宝小綬章を授ける
今村　眞行
泉　紀代助
小猿　照二
小林　圭司
高木多喜三
角南　譲
百瀬　次洋
原田　雅巳
茂木　信博
吉田　信夫
瑞宝双光章を授ける（各通）
園崎　徳明
鈴木　幸夫
村田　愛藏
田中　茂
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上1月5日）
十時　國臣
高橋　譲治
瑞宝小綬章を授ける（各通）
須藤　英夫
承岡　修三
渡部　史朗
細野　明
瑞宝双光章を授ける（各通）
田中　芳彦
市岡　正彦
米澤　米藏
中井　節子
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上1月6日）
小澤　俊夫
石井　昭司
瑞宝小綬章を授ける（各通）
根岸　武
榎元　洋治
山本　嘉市
三ツ井康平
瑞宝双光章を授ける（各通）
島　六男
石川　信夫
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上1月7日）
高見　敏彦
瑞宝小綬章を授ける
関口みさ子
赤羽　康弘
小林　弘尚
瑞宝双光章を授ける（各通）（以上1月8日）
窪田　光男
海老根道雄
瑞宝双光章を授ける（各通）（1月10日）
岡田　孚
瑞宝双光章を授ける
中田　有彦
瑞宝単光章を授ける（以上1月11日）
山口　重雄
瑞宝単光章を授ける（1月11日）

官庁報告

官庁事項

社内検定認定公示

社内検定認定規定（昭和五十九年労働省告示第八十八号）第一条第一項の規定により次の社内検定を平成二十七年二月二日付けで認定したので、社内検定認定規定第十二条の規定に基づき公示する。

平成二十七年二月十二日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

一　認定事業主等の名称
株式会社ふらっ・西武

二　認定事業主等の所在地
東京都千代田区二番町五番地二十五

三　認定社内検定の名称
フィッティングアドバイザー（レディス）
フィッティングアドバイザー（メンズ）
ギフトアドバイザー

四　認定社内検定の対象職種の名称
販売職（婦人衣料雑貨・紳士衣料雑貨・進物）

労　働

船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示

北海道運輸局最低賃金公示第1号

北海道地方交通審議会から北海道内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成9年北海道運輸局最低賃金公示第5号）、北海道海上旅客運送業最低賃金（平成9年北海道運輸局最低賃金公示第6号）、北海道漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年北海道運輸局最低賃金公示第2号）及び北海道漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年北海道運輸局最低賃金公示第3号）の改正について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第4項の規定により準用する同法第11条第1項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第7条第1項の規定により、その要旨を公示する。

この意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第5条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に北海道運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号060―0042北海道札幌市中央区大通西10丁目」あて提出されたい。

平成27年2月12日

北海道運輸局長　渡邊　良

北海道地方交通審議会の意見（要旨）

1．北海道内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員（船長を含む。）「241,400円」を「242,500円」に、ただし書の職員「224,950円」を「226,050円」に、部員「182,100円」を「183,200円」に、ただし書の海上経歴3年未満の部員「172,950円」を「174,050円」にそれぞれ改正すること、船舶職員養成施設の課程の内、独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技専攻課程海上技術コース（航海専修、機関専修）を修了した職員であって、当該課程修了後の勤務期間が6月に満たない者を第4項(1)の表に加えることが適当である。

2．北海道海上旅客運送業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員（船長を含む。）「238,300円」を「239,350円」に、部員「177,500円」を「178,300円」にそれぞれ改正することが適当である。

3．北海道漁業（沖合底びき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「194,000円」を「195,300円」に改正することが適当である。

4．北海道漁業（大中型まき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「194,000円」を「195,300円」に改正することが適当である。

公　告

諸事項

工場財団

東京都中央区日本橋箱崎町7番1号**東部瓦斯株式会社**の工場財団に秋田県秋田市楢山川口境1番1号東部瓦斯株式会社秋田支社の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成27年2月12日　水戸地方法務局

東京都中央区日本橋箱崎町7番1号**東部瓦斯株式会社**の工場財団に福島県郡山市大町2丁目17番4号東部瓦斯株式会社福島支社の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成27年2月12日　水戸地方法務局

東京都中央区日本橋箱崎町7番1号**東部瓦斯株式会社**の工場財団に福島県いわき市平字新田前1番地の1東部瓦斯株式会社福島支社平事業所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成27年2月12日　水戸地方法務局

東京都中央区日本橋箱崎町7番1号**東部瓦斯株式会社**の工場財団に茨城県土浦市有明町2番49号東部瓦斯株式会社茨城南支社の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成27年2月12日　水戸地方法務局

東京都中央区日本橋箱崎町7番1号**東部瓦斯株式会社**の工場財団に茨城県水戸市宮町2丁目8番14号東部瓦斯株式会社茨城支社の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成27年2月12日　水戸地方法務局